

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の
充実を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減された。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円(年額)残る。

今年度は、就学支援金制度の2回目の見直しの年にあたる。公立との学費格差を是正していくためには、国の就学支援金制度の拡充によって、学費負担の一層の軽減をはかることが求められる。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めている。それに対し私立高校は、経常経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状である。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費への助成の一層の増額が不可欠である。

政府並びに国会におかれては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 野田 聖子 殿

文部科学大臣 林 芳正 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿